

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例			
○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)				○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)			
第1条～第26条 略				第1条～第26条 略			
別表 (第15条、第16条関係)				別表 (第15条、第16条関係)			
事業名	対象者	事業内容	手数料等	事業名	対象者	事業内容	手数料等
食の自立支援サービス	在宅の65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で一人暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属する者であって、自立支援の観点からサービスを利用することが必要なもの及びその他必要と認められる者	居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認し、健康状態に異常があったとき等は、関係機関へ連絡を行う。	<u>1食あたり</u> <u>400円</u>	食の自立支援サービス	在宅の65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で一人暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属する者であって、自立支援の観点からサービスを利用することが必要なもの及びその他必要と認められる者	居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認し、健康状態に異常があったとき等は、関係機関へ連絡を行う。	<u>1食につき、</u> <u>食事の提供に</u> <u>要する費用</u> <u>（配送料及び</u> <u>管理栄養士初</u> <u>回面談費を除</u> <u>く。）の額か</u> <u>ら、100円に</u> <u>消費税及び地</u> <u>方消費税を加</u> <u>算した額を控</u> <u>除した額</u>
略				略			
備考 略				備考 略			